

＜とうほう＞電子交付サービスご利用規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客さまへの書面の交付に代えて、当行が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織(当行または当行が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

第2条（本サービスの内容）

当行は、お客さまに対し電磁的方法により取引にかかる書面を交付すること（「＜とうほう＞電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。

第3条（法令等の遵守）

本サービスの利用にあたっては、当行およびお客様は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

第4条（書面の種類）

1. 当行が、本サービスにより交付できる、第2条の書面の種類は、次のとおりとします。

- （1）取引報告書
- （2）取引残高報告書
- （3）ご投資状況のお知らせ
- （4）収益分配金のご案内
- （5）収益分配金再投資のご案内
- （6）償還金のご案内
- （7）特定口座譲渡損益額のお知らせ
- （8）指定預金口座ご確認のお願い
- （9）お取引店・口座変更のお知らせ
- （10）運用報告書
- （11）特定口座年間取引報告書
- （12）特定口座内保管上場株式等払出通知書
- （13）少額投資非課税口座（NISA 口座）開設のご案内
- （14）非課税口座内保管上場株式等払出通知書
- （15）上場株式配当等の支払通知書
- （16）つみたて NISA に関するお客さまにご負担いただいた費用・報酬のお知らせ

(17) 当行が次項に定める方法により公表した書面

2. 当行が電子交付する書面の種類や内容を追加または変更する場合は、事前に当行ホームページへの掲載、その他当行が定める方法により公表するものとし、これにより、お客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱います。

第5条（本サービスの方法）

1. 当行が行う本サービスでの取引報告書等の交付については「<とうほう>ダイレクトバンキング」のインターネット投資信託にログイン後（以下「<とうほう>ダイレクトバンキング」のホームページと総称して「当該ホームページ」といいます。）において、お客さまの閲覧に供する方法により行います。

2. 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取扱うものとします。

(1) 当行は、お客さまが電子情報処理組織を使用して交付される取引報告書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、当該ホームページ上で閲覧に供します。

(2) 電子書面はPDFファイルとします。

(3) OS等に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。

(4) 当行はお客さまに対し、電子書面が当該ホームページ上に記録される旨、または記録された旨の通知を行うものとします。

(5) 当行は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に記録するものとします。

(6) 当行は以下の場合を除き、当該信託契約期間の終了日またはお客さまが当該投資信託を解約した日より5年間、当該ホームページ上に電子書面を閲覧に供するものとします。

A. 当行が当該電子書面について、紙媒体による取引報告書等の交付を行った場合

B. 当行がお客さまより他の電磁的方法等(電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法もしくはフロッピーディスクまたはCD-ROM等を交付する方法等)による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合

(7) 当行は当該ホームページにおいて閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客さまが閲覧可能な状況を維持するものとします。

第6条（本サービスの利用の申込み）

1. お客さまは、当行所定の方法により本サービスの利用を申込みものとします。

2. お客さまは、当行から行う本サービスを包括的に申込みものとします。

第7条（本サービスの提供条件）

当行は、以下の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。

- (1) お客様は当行において既に「投資信託総合取引約款」に基づく総合取引をご利用いただいていること。
- (2) お客様は「<とうほう>ダイレクトバンキング」で投資信託サービスをご利用いただいていること。
- (3) お客様は常にインターネットを利用できること。
- (4) 電子書面が、お客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録され、お客様は、この記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること（具体的には、プリンター等を保有されていること）。
- (5) お客様は、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式はAcrobat Readerの最新のバージョンをご用意いただくものとします。
- (6) お客様は、本サービスを利用するために必要なOS等をお客様の電子計算機にご用意いただくこと。
- (7) お客様は、本サービスを利用する場合、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解していただくこと。

第8条（お客様の承諾事項）

当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項について、お客様に承諾をいただきます。

- (1) 第5条第1項および第5条第2項に定める本サービスの方法
 - (2) 第5条第3項第2号に定める電子書面の記録方式
2. 当行は、取引報告書等の種類または商品毎に、本サービスの提供が開始される旨を当該ホームページ上にて通知致しますが、その開始以前は紙媒体による取引報告書等の交付を行うことについて、お客様に承諾をいただきます。
3. 当行はお客様にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があることについて、お客様に承諾をいただきます。

第9条（解約）

当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

- (1) お客様が、当行所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当行がこれを確認した場合。
- (2) お客様が、第3条に定める法令等に違反した場合その他お客様による本サービスの利用が不適当であると当行が判断した場合。
- (3) お客様の「投資信託総合取引約款」に基づく総合取引の契約が解約された場合。
- (4) お客様が第11条に定める本規定の変更に関する通知を受け、当該変更に同意されない場合。

- (5) お客さまが第5条第3項第3号に定めるOS等の変更に関する通知を受け、その変更後にお客様の電子計算機において当該OS等が備わっていない場合。
 - (6) 当行の判断により、当行の全てのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合。
2. お客さまが「<とうほう>ダイレクトバンキング」の投資信託サービス利用を解約した場合は、本サービスについても同時に解約していただくものとします。

第10条（利用手数料）

本サービスの利用手数料は無料です。ただし「<とうほう>ダイレクトバンキング」のご利用には所定の手数料が必要です。

第11条（規定の変更）

当行は、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本規定の内容を変更することがあります。変更する場合は、事前に当行ホームページにて公表または通知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。ただし、軽微な変更の場合には当行ホームページでの公表または通知を省略できるものとします。

第12条（免責事項）

次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

- (1) 当行が、第4条に掲げる目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること。
- (2) 第8条第3項のメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること。
- (3) 第9条の定める本サービスの解約。
- (4) 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により目論見書等を交付すること。
- (5) 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。

第13条（合意管轄）

本サービスに関し、お客さまと当行の間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、当行は、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を指定することができるものとします。

（2020年12月改訂）

以上